

個人情報ファイル簿

整理番号	100-5		
個人情報ファイルの名称	警備業資格者等ファイル		
行政機関等の名称	警察本部長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課		
個人情報ファイルの利用目的	警備員指導教育責任者を登録し、警備業管理業務の適正かつ円滑な運用を図るため		
個人情報ファイルの記録される項目(記録項目)	1 資格、2 業種等、3 資格者証等の区分、4 交付公安委員会5 資格者等番号、6 受理警察署、7 氏名(フリガナ・漢字)、8 性別、9 生年月日、10 本(国)籍、11 交付年月日、12 書換年月日、13 返納年月日		
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(記録範囲)	指導教育責任者資格者証交付申請者		
個人情報ファイルに記録される個人情報(記録情報)の収集方法	警備員指導教育責任者資格者証交付申請書 警備業務管理者資格者資格者証書換え申請書		
要配慮個人情報の有無	有		
記録情報の経常的提供先	警察庁		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	課所名	奈良県警察本部警務部県民サービス課	
	所在地	奈良市登大路町80番地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	警備業法及び警備員等の検定に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)	
	内容	警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者に係る7及び10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第22条第5項による。機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者に係る7及び10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項による。検定合格証明書等の交付を受けた者に係る7及び16の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備員等の検定に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第15条第1項による。	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル(電算処理ファイル)又はマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイル(マニュアル(手作業)処理ファイル)の別			電算処理ファイル
(電算処理ファイルである場合)			
	利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル(手作業)処理ファイルの有無	無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	奈良県警察本部警務部県民サービス課 奈良市登大路町80番地		
行政機関等匿名加工情報の概要	-		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-		
備考			